

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 新笹ノ田トンネルの早期事業化について</p> <p>国道343号は、陸前高田市から一関市を経由し奥州市を結ぶ幹線道路で、東日本大震災発生時には、沿岸部からの避難路、内陸部からの救援物資の輸送路として利用された路線であり、岩手県の復興計画において「復興支援道路」に位置付けられている重要な路線であります。</p> <p>しかし、国道343号の笹ノ田峠は、急勾配や急カーブ、冬期間の路面凍結、また平成27年度（2015年度）には土砂災害により長期間の車両通行止めになるなど交通に支障をきたし、安心して安全に通行できる新笹ノ田トンネルの整備が強く望まれております。</p> <p>平成26年（2014年）には一関市内のみならず、陸前高田市をはじめとする沿岸地域住民のみなさんから合わせて9万人を超える署名が集まり、新しいトンネルの実現を国及び県に対し要望しております。</p> <p>ついでには、交通の難所を解消し、東日本大震災の復興加速と、産業振興・観光振興等の地域経済の活性化や地域間交流を図るため、沿岸部と内陸部を結ぶ新笹ノ田トンネルの早期事業化を要望します。</p>	<p>一般国道343号については、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>なお、新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 国際リニアコライダー（I L C）の実現について</p> <p>I L Cの誘致に関しては、有識者会議による「政府が日本誘致の是非を判断するための検討」が大詰めの段階を迎えており、北上高地への誘致・建設の実現性が大きく高まっております。</p> <p>I L Cの実現によって、東北地方は加速器関連産業の集積が進むとともに、国際的な科学研究拠点として世界に大きく貢献することとなり、新たな地方創生につながることを期待されます。</p> <p>については、国に対し日本誘致の方針を早期に決定し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等をすみやかに進めるよう働きかけるとともに、東北I L C準備室が策定するマスタープラン等に基づく具体的な取組を進めていくため、県が主導的役割を發揮し、関係自治体が担う役割を明示するよう強く要望します。</p>	<p>国際リニアコライダー（I L C）の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北I L C推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってI L C実現に向けた活動を推進してきたところであり、国に対しては、早期にI L C日本誘致に向けた前向きな方向性を打ち出し、海外からの資金分担と研究参加に関する国際調整や、海外パートナー国との本格的な協議を開始するとともに文部科学省の検討に加え、内閣官房を中心とした省庁横断での評価検討や「超伝導加速器技術」の高度化に向けた国際的技術開発を進めるよう、県、東北I L C推進協議会、関係機関が連携して要望を行っているところです。</p> <p>また、東北I L C準備室が策定した東北マスタープランに基づき、KEKなど関係機関等と連携し、関係機関がそれぞれ担う役割を共有しながら取組を進めていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 北上製紙(株)とNECプラットフォームズ(株)の事業所閉鎖に伴う雇用対策と地域企業への支援について</p> <p>当市においては、市内で操業している事業所の閉鎖が相次いで発表されたところであります。</p> <p>北上製紙(株)については、平成30年(2018年)7月31日の事業撤退により、関連企業を含めて、126名の離職者が発生する見込みであり、NECプラットフォームズ(株)一関事業所については、平成31年(2019年)3月31日までに閉鎖の予定であり、他事業所への配置転換に応じることが困難な方等の離職者が発生する見込みです。</p> <p>当市の地域経済を活性化させる原動力の確保には、新たな雇用の場の創出が必要であり、中小企業の事業拡大や設備投資を支援することが重要であると考えております。</p> <p>については、両社の関連企業への影響や、離職者が市外転出を余儀なくされた場合の市民生活や地域経済に与える影響は大きいものがあることから、次の事項について要望します。</p> <p>1 離職者の早期就職を促進するための「再就職促進奨励金」制度の創設</p> <p>2 中小企業の事業拡大や設備投資に対する支援制度の拡充</p> <p>3 企業が新たに工場等を新設・増設する場合の支援制度の創設</p>	<p>1 本県においては、誘致企業の撤退等により離職者が発生する場合は、撤退企業による再就職支援に加え、地域のハローワークが中心となり離職者対策本部を設置し、国の労働移動支援助成金の活用も図りながら、早期の再就職を支援しているところです。</p> <p>県としても、この対策本部に参画し、地域ジョブカフェ等による相談対応や、離職者向けの職業訓練事業、離職者対策資金貸付制度による生活支援などにより、離職者を支援しています。</p> <p>なお、北上製紙及びNECプラットフォームズの離職者については、国の労働移動支援助成金の適用対象とされています。</p> <p>今後とも、関係機関と緊密に連携を図りながら、再就職等に係るきめ細かな支援を行うなどして、従業員の暮らしを守ることを最優先に、撤退による影響が最小限に留まるよう取り組んでいきます。(C)</p> <p>2 「県北広域産業力強化促進事業費補助」については、これまで県平均を上回るスピードで人口減少が進み、企業誘致や産業の集積においても他地域に比べて条件が厳しい県北地域において、産業競争力の強化や若者等の地元定着を図るための取組を早急に行う必要性があることから、県が平成29年度に創設したものです。</p> <p>しかしながら、県南地域においては、新增設の動きが県内でも圧倒的に多く、今後、自動車・半導体関連を中心とするものづくり産業の集積が更に加速し、地場企業との取引拡大も見込まれます。</p> <p>こうした県南地域における雇用・経済情勢を踏まえつつ、前述した「県北広域産業力強化促進事業費補助」の創設の趣旨に照らした場合、限られた財源の中で当該事業を県南地域まで拡大することについては難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>C:3</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
	<p>中小企業の事業拡大や設備投資に対する支援については、国の補助制度の活用も含め、県南地域における雇用・経済情勢に即した支援を貴市と連携して進めていきます。(C)</p> <p>3 産業の集積や雇用の確保による地域経済の活性化を図る上で工場等の新增設の果たす役割は大きく、そのための支援も重要であると認識しているところです。</p> <p>「企業立地促進奨励事業費補助金」については、他県からの企業の導入や県内の工業集積の高い地域からそれ以外の地域への誘導により、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ることを目的として、政策的に運用しているものです。限られた財源の中で、現時点において地場企業や起業に対する補助を創設することは難しい状況ですが、企業ニーズや市町村等の意向を踏まえ、国の補助制度の活用も含め、支援のあり方について不断に研究していきます。(C)</p>			

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1 県際連携に資する国道4号高梨交差点以南の4車線拡幅整備 まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>1 県際連携に資する国道4号高梨交差点以南の4車線拡幅整備</p>	<p>一般国道4号の高梨交差点以南の4車線拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて引き続き国へ要望していきます。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>1 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p>	<p>一般国道342号花泉バイパス以南の整備については、平成24年度に白崖地区の事業に着手し、平成29年度は用地取得を進め、改良工事に着手しました。</p> <p>平成30年度も、引き続き用地取得及び改良工事を推進しています。</p> <p>今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、白崖地区を除く区間の整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1 C:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>1 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>1 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p>	<p>一般国道456号の宮城県境付近七曲峠の整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(1) 国道4号</p> <p>① 大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(1) 国道4号</p> <p>① 大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備</p>	<p>一般国道4号の拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて引き続き国へ要望してまいります。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(2) 主要地方道一関大東線</p> <p>① 柴宿から摺沢までの抜本的な改良整備</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(2) 主要地方道一関大東線</p> <p>① 柴宿から摺沢までの抜本的な改良整備</p>	<p>主要地方道一関大東線の東山町柴宿から大東町摺沢間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(3) 一般県道若柳花泉線</p> <p>① J R 東北本線跨線橋への歩道設置</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(3) 一般県道若柳花泉線</p> <p>① J R 東北本線跨線橋への歩道設置</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めています。</p> <p>当該箇所は、一関市の通学路交通安全プログラムにおいて、安全対策が必要な箇所に位置付けられていると認識しています。</p> <p>交通安全対策としての歩道整備については、J R 等関係機関と協議を進め、県全体の公共事業予算の動向等を見極めながら事業化を検討していきます。</p> <p>なお、J R 東北本線跨線橋東側の150m区間については、二ツ檀工区として歩道整備を実施しており、平成29年度に完成しています。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(3) 一般県道若柳花泉線</p> <p>② 旧国道342号との交差点から花泉中学校付近の交差点までの県道南側への歩道設置</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(3) 一般県道若柳花泉線</p> <p>② 旧国道342号との交差点から花泉中学校付近の交差点までの県道南側への歩道設置</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>御要望の区間には、今後統合小学校が建設される予定と伺っており、その通学路の安全対策については関係機関と連携しながら取り組むこととしており、歩道整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(4) 一般県道折壁大原線</p> <p>① 大原弘(はらい)川(がわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの改良整備</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>2 その他の幹線道路網の整備</p> <p>(4) 一般県道折壁大原線</p> <p>① 大原弘(はらい)川(がわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの改良整備</p>	<p>一般県道折壁大原線の大原弘(はらい)川(がわ)地区から上川原(かみかわら)地区までの改良整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>3 一級河川の河川改修工事等の促進</p> <p>(1) 黄海(きのみ)川堤防の改修</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>3 一級河川の河川改修工事等の促進</p> <p>(1) 黄海(きのみ)川堤防の改修</p>	<p>北上川黄海堤防は平成20年に概成しておりますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流からの背水の影響が懸念される状況です。</p> <p>このような状況を踏まえ、県では、黄海川の支川処理方法について、引き続き国と協議を行ってまいります。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県際連携に資する幹線道路網の整備及び一級河川の河川整備促進について</p> <p>3 一級河川の河川改修工事等の促進 (2) 滝沢川排水機場の整備</p> <p>まちづくりは一つの自治体のみで成し得るものではなく、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、より効果的なものにすることが可能となります。</p> <p>地域の課題解決のためには、同じ通勤・通学エリア、同じ医療圏、同じ文化圏などの共通するエリア内での連携が重要であるとの認識のもと、宮城県栗原市、登米市、そして平泉町との連携に取り組んでいるところであります。</p> <p>目指すべきところは、ヒトやモノの流れを生む圏域づくりを進めていくことであり、隣接市町との連携を進めていくためにも、県境付近に繋がる広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網の一体的な整備と市内幹線道路の一層の整備促進が必要であります。</p> <p>また、北上川上流狭隘地区や一関遊水地等国直轄管理区間で、国が治水対策を進めておりますが、県管理河川等における整備・改修などは、国の進捗状況に併せた計画的な整備が必要となっております。</p> <p>については、県際連携の推進や、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の路線整備及び河川改修整備を早期に取り組むよう要望します。</p> <p>3 一級河川の河川改修工事等の促進 (2) 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めています。</p> <p>御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号や平成24年5月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋への浸水被害は無く、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 若者の地元就職と離職防止対策について 一関公共職業安定所管内の有効求人倍率は、平成30年(2018年)4月現在1.22倍と、平成28年(2016年)5月以降、1倍台で推移しております。 一方、当市の新規高卒者就職内定状況は、平成30年(2018年)3月末で就職内定率100パーセントを達成したものの、5割以上が市外へ就職しており、また、岩手県の新規高卒者の離職状況は、平成26年(2014年)3月卒業者の3年以内の離職率が全国平均を上回っており、若者の地元就職及び職場定着が図られていない状況にあります。 このことは、地域企業の経営面からも大きな課題となっているとともに、若者が市外に流出する要因の一つになっております。 ついては、雇用のミスマッチ解消、若者の地元就職と職場定着を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>1 「ジョブカフェ一関」を共同運営する県の財政負担割合の拡充と就業支援員の協力体制の強化 2 県教育委員会と連携し、高校生の保護者向けガイダンス等による地元企業の魅力を伝える取組の強化</p>	<p>1 ジョブカフェ一関は、平成17年度に県が設置し、平成19年度以降は一関市と共同で運営し、一関地域の若年者の就業支援の拠点として、学校、企業及び関係機関と連携しながら、就業相談、就職関連セミナーの開催、キャリア教育支援を行ってきたところ です。 限られた財源の中で、運営費の財政負担割合の拡充については困難な状況にありますが、県の就業支援員4名をジョブカフェ一関に配置し、管内の高校訪問等により高校生の就業支援を行っているほか、ジョブカフェ一関で開催するセミナーの講師を担うほか、早期離職者のカウンセリング業務を行うなど、施設運営にも協力しているところであり、今後も貴市と協力しながら連携体制を強化し、若者の地元就職や定着支援の促進に努めていきます。 (B) 2 県では、昨年度から生徒、保護者を対象とした企業説明会を実施しており、今年度は、貴市管内では、11月に一関工業高校で実施したところ です。 また、今年度からは新たに貴市が一関市内の中学校5校及び大東高校を対象に実施した地域の産業・企業等のパネル展示や出前授業を内容とした情報発信事業への補助を行ったほか、高校生を対象とした工場見学会や高校教員向け企業見学会を実施して います。 加えて、「シゴトバクラシバいわて」や「いわて県南広域企業ガイド」、「地域企業情報ガイダンス」などを通じた県内企業の紹介など、地元企業の認知度向上や魅力発信にも注力して取り組んでいるところ です。 今後も、高校生のみならず、保護者に対しても積極的に地元企業の魅力を伝えていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A:1 B:1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 まち・ひと・しごとへの創生に向けた支援について (2) 看護師、介護職員等の医療・介護人材確保対策の充実について</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)には、本市の高齢化率は39.2パーセントとなり、今後、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加が見込まれております。</p> <p>このため、本市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めているところですが、医療・介護人材の確保が、大きな課題となっております。(※)</p> <p>については、地域での人材の確保を図るため、次の事項について国に対して働きかけるよう要望します。</p> <p>1 医療・介護人材の確保、定着に向けた施策の更なる充実 2 医療・介護人材確保対策への財政支援措置の充実</p>	<p>1 県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、①進学セミナーや看護職員修学資金制度の拡充等による養成確保対策、②Uターン促進や勤務環境改善取組支援等による確保定着対策、③ナースセンターの機能強化や復職支援等による潜在看護職員活用対策、④新人看護職員研修や認定看護師等の育成支援等による資質向上対策に取り組んでいます。</p> <p>介護人材については、修学資金の貸付けや求職者と求人側とのマッチング支援、職場環境や処遇の改善の促進、資格取得の支援やキャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいます。また、介護人材不足への対応は、県のみならず市町村や事業者、関係機関の団体等それぞれの取組が重要であることから、市町村等が行う、介護の仕事への理解促進に向けた取組や新人職員のマナーやコミュニケーション等の習得を目的とした取組を補助し、市町村等の主体的な取組を支援しています。</p> <p>これらの取組の継続や充実に向け、政府予算要望において、介護従事者に対する処遇改善を図るため適切な水準の介護報酬を設定することや、地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう地域医療介護総合確保基金に係る事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすることを国に要望しているところです。また、全国知事会においても「高齢者認知症対策・介護人材確保プロジェクトチーム」を立ち上げており、今年度も国に対して、介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言を取りまとめ、要請を行っています。今後も様々な機会を通じて国に要望してまいります。(B)</p> <p>2 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:2</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
	<p>本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきたいと考えています。(B)</p>			
<p>2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (3) 地域公共交通施策の充実について 当市においては、地域内の交流を促進するとともに、交通弱者の生活の足を確保するため、市営バスの運行やデマンド型乗合タクシーへの支援に取り組んでいるところであり、 このような中で、バス路線の維持、確保に努めてはいるものの、今後さらなるバス路線の縮小等が見込まれており、当市においては、今年度、持続可能な公共交通網を構築するため地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいるところであり、 ついては、住民の日常生活に必要な移動手段の安定的な確保を図るため、次の事項について要望します。併せて、今年度、県において策定する岩手県地域公共交通網形成計画にも反映されますよう要望します。</p> <p>1 市内を運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど、地域内公共交通の運行に係る財政支援の拡充 2 通勤、通院など日常生活に欠かせない高速バスの路線維持</p>	<p>地域内公共交通については、地域公共交通活性化推進事業費補助により、今後も引き続き市町村の支援を行う予定としています。(B) 生活路線に近い機能を有している高速バス路線については、生活交通対策協議会において、その維持も含め、様々な在り方について市町村、バス事業者と協議していきます。(B) また、県においては、幹線路線バスを中心とした全県の地域公共交通網形成計画を策定したところであり、地域内公共交通や高速バスも含めた様々な交通手段との接続についても考慮しながら、併せて地域内公共交通に対する支援の在り方についても、引き続き検討していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:2</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 まち・ひと・しごとへの創生に向けた支援について (4) インバウンド誘客の取組支援について 平成29年(2017年)の訪日外国人旅行者数は、過去最高を記録しましたが、東北の観光は、原発事故の風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていないなど、依然として厳しい状況にあります。 このため、当市では、定住自立圏を形成している平泉町との連携により、日本版DMO候補法人を設立し、インバウンド等の交流人口の拡大を目指しておりますが、地域連携DMOであることから、安定的な運営資金の確保が課題となっております。 ついては、今後もインバウンド誘客等を推進するため、日本版DMO候補法人「一般社団法人 世界遺産平泉・一関DMO」の運営への県単補助による財政支援を要望します。</p>	<p>日本版DMOを核とした観光地域づくりを推進するためには、中長期的な取組が必要であると認識しており、岩手県においては、国に対して、日本版DMOの形成と継続的な取組を促進するため、地方創生推進交付金制度等の継続・拡充を含めた十分な支援策を講じるよう要望しているところです。 また、平成29年度にいわて観光キャンペーン推進協議会に設置したDMO推進部会の取組等を通じて、市町村における「日本版DMO」の取組を支援していきます。 なお、平成30年度、県南広域振興局では、世界遺産平泉・一関DMOが実施するホームページ新規開設に係る事業に対し、地域経営推進費により支援しました。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
<p>3 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について (1) 県立病院医療体制の充実について 1 常勤医師の配置について 県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。 ついては、地域住民の生命と健康を守るため、県立病院医療体制の充実について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。 1 常勤医師の配置について (1) 千厩病院：循環器科医、小児科医、皮膚科医、泌尿器科医、眼科医及び神経内科医 (2) 大東病院：神経内科医及び整形外科医 (3) 南光病院：児童青年精神科医</p>	<p>県立千厩病院、大東病院及び南光病院への常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。 また、児童青年精神医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きこのような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。 (B:3)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:3</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について</p> <p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p> <p>2 常勤医師等の増員について</p> <p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化し、適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>については、地域住民の生命と健康を守るため、県立病院医療体制の充実について、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。</p> <p>2 常勤医師等の増員について</p> <p>(1) 磐井病院：小児科医、産婦人科医、呼吸器科医、形成外科医及び助産師</p> <p>(2) 千厩病院：総合診療内科医、消化器内科医及び整形外科医</p> <p>(3) 南光病院：精神科医（特にも中堅医師）、臨床心理士及び医療社会事業士（精神保健福祉士）</p>	<p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、磐井病院の形成外科については平成29年7月から、産婦人科については平成30年4月から、常勤医師を各1名増員したところです。</p> <p>県立磐井病院の小児科、呼吸器科、千厩病院の総合診療内科、消化器内科、整形外科及び南光病院の精神科の常勤医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>今後とも、医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>医師以外の職員の配置については、患者数や業務量等に応じた配置を基本に、必要な体制を整備することとしております。</p> <p>磐井病院については、近隣病院の産科病棟の閉鎖に伴う分娩件数の増加等を見込み、平成30年4月から助産師2名を増員したところです。</p> <p>今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。(A)</p> <p>南光病院については、医師の負担軽減や診療体制の充実のため、平成30年4月から臨床心理士1名を増員するとともに、地域生活支援推進室の体制強化のため、医療社会事業士2名を増員したところです。なお、精神保健福祉士については、病院において有資格者を養成することとしています。</p> <p>今後とも、患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担と連携の状況等を踏まえながら、必要な体制の整備に努めていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A：2 B：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 両磐保健医療圏内の地域医療体制の充実について (2) 奨学金養成医師の適正な配置について</p> <p>平成20年度(2008年度)に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度(2016年度)から始められておりますが、当圏域においては、依然として常勤医師の不足と偏在の解消が喫緊の課題であります。</p> <p>ついては、次のとおり奨学金制度による養成医師の配置について特段の措置を講じるよう要望します。</p> <p>1 地域及び診療科による医師の偏在の解消 2 公的基幹病院のほか、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計42名の養成医師を配置し、そのうち両磐医療圏には6名を配置したところです。</p> <p>こうした養成医師の配置の配置が進む一方で、地域間や診療科の偏在が依然として深刻な状況にあるため、2019年度に初期臨床研修を開始する養成医師から、沿岸部等での2年間の勤務を必須化したほか、産婦人科及び小児科を専攻した養成医師について、義務履行期間の全期間を地域周産期母子医療センター等の病院で勤務することを可能とした特例制度を今年度から導入したところであり、こうした取組を通じ、医師の偏在解消を進めていきます。(B)</p> <p>また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、今年度は、県全体で4名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:2</p>
<p>4 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について</p> <p>これまで、骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録については、県と関係市町で平泉文化と個別資産の基礎的な調査研究に集中的に取り組み、多くの研究成果を上げてきたところでありますが、平成29年度(2017年度)末における文化庁への推薦書素案の提出には至らなかったところであります。</p> <p>ついては、これまでの調査研究の成果を踏まえ、拡張登録の実現に向けて、さらに取り組みを強化していく必要があることから、調査研究等へのより一層充実した支援と国に対する働きかけを要望します。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、県と関係3市町において、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することを申し合わせたところです。</p> <p>県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、財政的支援及び技術的支援を行っていくとともに、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。</p> <p>また、平成30年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市内全域での処理を進められるよう、次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>1 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>(1) 新規参入者、規模拡大意向者の妨げとなっている原木価格高騰に対応する、地元産原木が使用できないことに係る賠償実現に向けた支援</p> <p>(2) 来年以降の植菌作業に向けた、汚染されていない原木の確保と早期納入実現への支援</p>	<p>(1) 原木しいたけの産地再生を図るためには、安全な原木を確保し、生産量の回復を図ることが必要であるため、原木価格の高騰分の掛かり増し経費が賠償対象外となっている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても賠償されるよう、国に対して支援を要望しているところです。(B)</p> <p>(2) 原木の確保と早期の納入の実現については、安全な原木を確保するため、県森林組合連合会などの関係団体と連携し、他の地域から植菌時期までに必要とされる原木が適期に供給されるよう、引き続き取り組んでいきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B:2</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(1) 農林業系汚染廃棄物（稲わら）の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついで、一日も早く正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市内全域での処理を進められるよう、次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(1) 農林業系汚染廃棄物（稲わら）の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン（第2版）を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示したところです。また、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に対し要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援 (2) 農林業系汚染廃棄物（稲わら、堆肥）の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。 加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。 については、一日も早く正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市内全域での処理を進められるよう、次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援 (2) 農林業系汚染廃棄物（稲わら、堆肥）の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p>	<p>農林業系汚染廃棄物のうち、保管の長期化が見込まれる稲わら、堆肥の一時保管については、岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業等により、自然災害等で破損した施設の補修など、施設の維持管理に係る経費を支援しているところです。 引き続き、市と協力して定期的に、施設の状況の把握と適切な管理がなされるよう支援します。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(3) 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に係る全面的な支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市内全域での処理を進められるよう、次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>2 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>(3) 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に係る全面的な支援</p>	<p>当該乾しいたけについては、焼却処理する場合は、ほだ木と同様、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋立することができます。(B)</p> <p>県としても、当該乾しいたけの処理が進むよう、混焼する場合の生活ごみ等との混合方法、焼却灰の埋立等について技術的助言をしていきます。</p> <p>また、関係市町村のほか関係団体等とも連携しながら、早期処理に向けて対応していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部・保健福祉環境部</p>	<p>B:2</p>
<p>5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>3 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市内全域での処理を進められるよう、次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>3 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>(1) 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p>	<p>県では、食の安心安全を確保するため、山菜等の発生初期及び出荷制限解除後の出荷前検査を行い、検査結果について、県のホームページ等で公表するなど、速やかに情報提供を行っているところであり、引き続き検査を行っていきます。</p> <p>また、関係者と連携して山菜等の特産物の販売促進活動を支援していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B:1</p>

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>4 損害賠償の迅速化</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。</p> <p>加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。</p> <p>については、一日も早く正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市内全域での処理を進められるよう、次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>4 損害賠償の迅速化</p> <p>(1) 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p> <p>(2) 未払いとなっている行政請求分の早期支払い</p> <p>(3) 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加</p>	<p>(1) 産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要な過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p> <p>県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。</p> <p>なお、東京電力に対しても、産直施設等の民間事業者の実情に応じたきめ細かく対応し、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、様々な機会を通じて引き続き求めていきます。(B)</p> <p>(2) 県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月に続き、平成28年3月に第2回目の和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じても、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B:3</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
	<p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。(B)</p> <p>(3) 『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。</p> <p>しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。</p> <p>東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。</p> <p>また、国に対しても『東日本大震災津波からの本格復興にあたっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望・要請活動を行っていきます。(B)</p>			

一 関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>5 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設 原発事故による放射性物質汚染は、現在もなお、当市の農林業に大きな被害を与えております。 加えて、道路側溝土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域の処理ができない状況にあります。 ついては、一日も早く正常な状況下での生産・流通の実現と、汚染土砂の市内全域での処理を進められるよう、次の事項について迅速かつ万全の措置を講ずるとともに、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p>5 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設 (1) 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理に向けて、国に対し除染土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。 汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講じるよう要望しています。なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥については、一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援することとしています。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>
<p>6 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について 当市では、平成29年(2017年)4月に水道事業を統合したところですが、事業統合後においても、未普及地域の解消と老朽施設の更新を計画的に進める必要があります。 また、地理的条件から投資効率が低く、水道布設が困難な地域では、衛生環境の向上と健康保持増進のため、水道事業によらない生活用水の確保が課題となっています。 ついては、水道事業の財政基盤の安定を図るため、次の事項について国に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p>1 水道未普及地域解消に係る国庫補助と過疎及び辺地対策事業債の対象事業の拡充 2 生活用水確保に対する新たな支援制度の創設</p>	<p>水道未普及地域解消に係る国庫補助について、従来の簡易水道等施設整備費国庫補助金に加え、平成30年度から生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業とされ一部拡充の措置が図られたところです。 しかしながら、本県の多くの市町村では中山間地域を有し、厳しい経営環境の状況下で水道事業を経営していることから、引き続き、安定した財政運営が図られるように、機会を捉えて国庫補助要件の一層の拡充等を国へ要望する(B)とともに、過疎及び辺地の地域における必要な財政支援が行われるよう引き続き全国過疎地域自立促進連盟を通じて要望を行っていきます。(B) また、生活用水確保に対する新たな支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところであり、県としても同様の認識であります。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部・経営企画部</p>	<p>B：2 C：1</p>

一関市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 防災情報伝達の基盤の整備について (1) 地デジ県内放送の受信困難世帯の解消等について 当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じて参りましたが、受信困難世帯の解消には至らず、約50世帯でワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされております。 また、市内の各テレビ共同受信組合のが保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額のため、施設改修ができない状況となっております。 ついては、良好な受信環境の早期整備を図るため、次の事項について国に対し働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p>1 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討 2 テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設</p>	<p>1 地上デジタル放送移行に伴う難視対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。 この結果、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。 なお、県では、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費により支援することも可能ですので、必要に応じて御相談願います。(B)</p> <p>2 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、全国知事会とも連携しながら、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 なお、県では、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費により支援した事例もありますので、必要に応じて御相談願います。(B)</p> <p>今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:2</p>
<p>7 防災情報伝達の基盤の整備について (2) 防災行政無線屋外広報マスト増設に向けての支援について 当市では、平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)まで、市内一斉に情報を伝達できるよう、デジタル方式による防災行政無線設備を整備いたしました。約2割の世帯で防災行政無線が可聴できない現状となっております。 可聴できない地域の多くは、市内の山間部であり、土砂災害等の発生危険地域も多く含まれていることから、屋外広報マストの増設による情報伝達が、喫緊の課題となっております。 ついては、市内全域での迅速な情報伝達を図るため、防災行政無線屋外広報マストの整備について、特段の支援を要望します。</p>	<p>県においても、市町村防災行政無線が防災情報を住民に対して迅速に伝達する手段であることの重要性を認識しています。 市町村防災行政無線施設の整備等に対しては、北海道東北地方知事会を通じて、国に対し全面的な支援と財政措置を講じるよう要望しているところです。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B:1</p>